

令和5年12月15日

事業主 様

兵庫県建築健康保険組合

年収の壁・支援強化パッケージにおける被扶養者認定について  
人手不足などにより残業等が増え一時的に収入増となった場合の取扱いについて（追加）

令和5年11月15日、各事業主様に「年収の壁・支援強化パッケージにおける被扶養者認定について」の文書をお送りし、今般の措置について令和5年10月20日以降に適用することをご説明したところです。

その取扱いにおける「一時的な収入変動」および確認できるもの等について、再度お知らせします。

なお、今般の措置は事情を問わず130万円以上の収入があっても被扶養者として認められるものではありませんので、ホームページに掲載している厚生労働省が示している取扱いのQ&Aを必ずご確認くださいよう被保険者皆さまにも周知をお願いします。

#### 1 「一時的な収入変動」とは

一時的な収入増加の要因としては、主に時間外勤務（残業）手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定され、一時的な収入変動に該当する主なケースとしては、

- ・当該事業所の他の従業員が退職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- ・当該事業所の他の従業員が休職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
- ・当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加したケース
- ・突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加したケース

などが想定されます。

令和5年11月15日に当健康保険組合から発出した文書では『※「一時的に」とは、おおむね連続する3か月間と考えています。4か月を超えて扶養基準額を上回った場合は恒常的とみなして、原則、被扶養者と認められない場合があります。』としているところです。

一時的に残業等が増えた原因や、勤務先での具体的な就業状況等について、別途確認できる資料の提出をお願いする場合があります。

また、この度の措置は「一時的に変動」「2回までの適用」とされていることから、2年連続して基準額を超える場合は恒常的とみなします。

## 2 「一時的な収入変動」を確認できるものとは

「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」と合わせて、「雇用契約書」または「労働条件通知書」の写し、および前年・前々年の給与支払額の分かるものとして「源泉徴収票」、「給与明細」、勤務先の事業主による「給与支払額証明書」を添付してください。

## 3 その他

① 令和5年度検認（被扶養者確認）は今般の措置の施行日前に終わっていますので、適用しないことをお知らせしたところです。

ただし、令和5年度検認において、確認時には基準額を超えることが見込まれるが、11月以降は基準額を超えないような勤務にすることを申し立ていただき、後日に令和5年收入額（源泉徴収票など）を報告いただく予定にしている方は、この措置の対象となりますが、11月以降の給料が一時的に変動している場合に限られることをご留意ください。

② 今般の取扱いは2回を限度とされていますので、検認（被扶養者確認）については、令和6年度、7年度の取扱いとします。